H21 年度 海外輸入制度調査

ベトナムにおける
加工食品の輸入制度

2010 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ハノイ･センター

目　次

ベトナムの輸入制度（加工食品）

１．加工食品に関する規制・手続き

１－１．輸入可能な輸入者要件

輸入可能な輸入者の要件はベトナム企業と外資企業で異なる。
ベトナム企業の場合は「企業の輸入権に関する政令 No.12/2006/ND-CP」に基づき市場への販売・流通を目的に商品を輸入する場合、活動事業内容に『商品の輸入・販売・流通事業』を許可されていなければばならない。活動許可を取得していない場合は、活動内容を追加申請し、許可を取得する。活動許可を取得した企業は、別途輸入許可申請は不要であり、ベトナムの輸出入禁止品目を除く商品の輸出入が可能である。この場合、企業の税コードが輸入コードとなる。
一方、外資企業の場合、従来は「外資企業の商品売買活動及び商品売買に直接関連するその他の活動に関する政令 No.23/2007/ND-CP」により「外資企業の輸入権」を「ベトナムにおける商品流通業者に販売するため、外国からベトナムへ商品を輸入すること」と規定していた。しかし、2009 年 1 月以降、WTO 加盟時の市場開放条件により、外資企業にも市場・顧客への直接流通許可が与えられるようになった。但し「外資企業の商品売買活動に関する政令 No.23/2007/ND-CP の施行細則通達 No.09/2007/TT-BTM」に基づき、外資企業が輸入・流通業務を行う場合は、活動許可申請とは別途、計画投資局にて輸入・流通業務に関する許可書の受給手続きをしなければならず、輸入・流通業務に関する許可書が発行された後に活動許可書(投資ライセンス)内に該当する事業が追加される。輸入・流通業務許可申請に必要な書類及び条件は以下の通り。

＜必要書類＞
- 投資ライセンス事業登録内容変更通知書(現地代表者の署名)
- 投資ライセンス事業登録内容変更決定書(投資家の署名)
- 投資ライセンス原本と写し(公証済のもの)
- 税務登録証書の写し(公証済のもの)
- 輸入・流通業務の内容登録書
- 法人国籍・投資形式・営業形式・運営範囲に関し、以下の必要条件を満たしている証書

＜必要条件＞
- 商品売買活動において、ベトナムが市場開放を約束する国際条約に加盟している国・地域の投資家であること
- 投資形式はベトナムが批准する国際条約並びにベトナムの法律に基づくこと
- 商品サービス内容はベトナムの市場開放の約束内容並びにベトナムの法律に基づくこと
- 活動範囲はベトナムの市場開放の約束範囲並びにベトナムの法律に基づくこと
- 上記の条件を満たしたうえで、管轄機関がライセンス発行に同意すること

これら必要書類を計画投資局に提出のうえ、書類審査後に結果が通知される。

１－２．事前許可取得が必要な食品・手続き

事前に輸入許可の取得が必要な食品・手続きは、商工省公布「特定商品の輸入許可に関する決定 No.24/2008/QD-BCT」で規定されており、同政令付表 I に対象品目の HS コード並びに商品類が記載されている。

付表Ｉ：輸入許可取得が必要な品目（No.24/2008/QD-BCT）

- 第 16 類：全ての商品
- 第 19 類：190110(育児食用のものに限り、かつ小売用のもの[医療用に規定されたものは含まない])、190120(第 19 類 05 項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地)、190190(その他)、1902、1903、1904、1905
- 第 20 類：全ての商品
- 第 21 類：2101、2103、2104、2105、2106901000(乾燥した豆腐、及び板状・棒状の豆腐)、2106902000(色付けもしくは香り付けしたシロップ)、2106903000(ミルク成分を含まないクリーム)、2106909100(栄養補強のためのビタミン及びミネラルの混合調整品)、2106909200(薬用ニンジンからの調製品)、2106909400(育児食用のその他の調整品)、2106909990(その他)

輸入許可申請に必要な書類は以下の通り。但し、当該品目の新規輸入の場合のみ申請が必要であり、2 回目以降は申請不要となる。

＜必要書類＞

- 輸入許可申請書
- 投資ライセンスの写し(初めて輸入許可を申請する企業のみ。公証済のもの)
- 輸入契約書の写し(公証済のもの)
- L/C、もしくは銀行決済確認書または決済書類の写し(公証済のもの)
- B/L の写し(原本に企業の押印があるもの、公証済のもの)
- 既に事前輸入許可発行済みの品目がある場合、その商品の輸入実績報告書

これら必要書類を商工省へ提出のうえ、書類に不備がなければ 10 日以内にライセンスが発行される。

１－３．輸入禁止品目

「国際商品販売活動詳細規定についての政令 No.12/2006/ND-CP」にて輸出入禁止品目が規定されているが、輸入に関しては現時点で禁止されているものはない。

１－４．検疫または検査手続き

保健省公布「衛生及び安全性の検査が義務付けられる HS コード別輸入食品に関する決定 No.818/QD-BYT」により、輸入検疫または検査が必要な 13 品目を定めている。

検疫・検査対象 13 品目(No.818/QD-BYT)

（１）肉／魚の調製品
（２）動物性／植物性の油脂
（３）ミルク及び各種乳製品
（４）砂糖及び各種砂糖菓子
（５）カカオ、カカオ成分を含む各種調製品
（６）穀物／穀粉／でんぷん／ミルクからの調製品、ベーカリー製品
（７）コーヒー、茶、胡椒
（８）野菜／果物からの調製品
（９）調味料
（１０）飲料、アルコール飲料、食酢
（１１）食品包装材
（１２）機能性食品、健康保護商品
※機能性食品とは、人体器官の働きを補助するために使用される食品であって、栄養価を有し、疲労を回復し、病気に対する抵抗力を強化し、または病理学的危険を軽減するもの
（１３）食品添加物

同政令では対象 13 品目の HS コード別に全 415 品目が記載されている。

- 第 16 類：1601、1602、1603、1604
- 第 19 類：1901、1902、1904、1905
- 第 20 類：2001、2002、2003、2005、2006、2007、2008、2009
- 第21類：2103、2104、21069082(天然の芳香剤及びそれらにより香り付けされた調整食料品)、21069092(病気回復促進のための栄養医学調整食品)、21069095(ビタミン及びミネラルを含む機能性食品)、21069099(動物性抽出物、漢方植物かの抽出物、アミノ酸、電解物質等の一部もしくはこれらを含む結合物質からなる機能性食品、各種脂肪酸のモノグリセリド及びジグリセリド)

これらの輸入は商品到着 5 日前までに検疫登録を終えねばならず、検査に必要な書類・手続きは以下の通り。

＜必要書類＞

- 検疫検査登録書
- B/L の写し(公証済のもの)
- パッキングリストの写し(公証済のもの)
- 輸入元からのインボイスの写し(公証済のもの)
- 輸入元との契約書の写し(公証済のもの)
- 基礎基準(TCCS) (食品安全衛生局の押印済のもの)の写し(公証済のもの)

  ※TCCS とは製品の品質や食品の安全性についての技術要件･基準を記したもので､輸入事業者が独自に規定できるが、TCCS の概念は保健省の決定 23/2007/QD-BYT に記載されている。

＜申請手順＞

- 検査機関(保健省もしくは公共医療衛生院)に書類を提出(商品到着の 5 日前まで)
- 検査機関は書類を審査後、検査予定方法を確認、検査日程を通知
- 検査実施(種類・規格・包装・ラベル・数量・状態など)
- サンプル分析、基礎基準・ベトナム基準(TCVN)との比較後結果を通知

  ※TCVN は食品ごとに詳細に設定されており、確認したい場合は有料でベトナム品質測量総局に直接連絡して入手する。

２． 食品のラベル表示規制

ベトナムでは食品に限定したラベル表示規制ではないが「商品表示に関する政令No.89/2006/ND-CP」及び「商品表示に関する施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN」に商品表示規制と食品に関する記載がある。

２－１．表示言語

政令 No.89/2006/ND-CP 第 1 章 5 条では、国内で流通する商品及び輸入品に対し、同政令の規定に従った表示を義務付けている。但し、包装がなく、消費者に直接販売される生鮮食品及び加工食品はこの限りではない。
政令第 1 章 9 条では「商品表示に記載しなければならない内容は第 9 条 4 項に規定される場合を除き、ベトナム語で記載されなければならない」としている。ベトナム語以外の外国語でも併記する場合、記載内容はベトナム語で記載される内容と一致していなければならず、ベトナム語で記載される文字の寸法を超えてはならない。また、規定内容がベトナム語で記載されていない、または記載内容が不十分な輸入品については、規定の内容をベトナム語で記載した付随表記がなければならず、商品の元表示は残されていなければならない。
ちなみに施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 1 章 3 条によれば、記載が義務付けられていない内容についてはベトナム語に翻訳する必要はないが、ベトナム語で記載された内容は元表示に記載された内容と一致していなければならない。
なお、政令第 9 条 4 項では、特定分野に限りベトナム語と異なるラテン文字言語で記載することが許可されている。

ラテン言語での記載が許可される場合(No.89/2006/ND-CP)

a. ベトナム語の名称がない人体用医薬品の国際名または学名
b. 化学式もしくは構造式を含む化学物質の国際名または学名
c. ベトナム語に翻訳できないまたは翻訳しても意味をもたない商品の構成成分、または成分量の国際名または学名
d. 商品を生産または生産委託する外国企業の企業名及び住所

２－２．表示記載内容

商品に記載しなければならない内容は「政令 No.89/2006/ND-CP」第 2 章に規定されており、第 11 条に全商品共通項目として、①商品名、②商品に対して責任を有する組織及び個人の名称・住所、③商品の原産地、の 3 項目とし、更に同 11 条 2 項では商品の性質に従い、政令第 12 条もしくはその他の関連法に規定される内容を記載しなければならず、50 種類の商品について記載しなければならない内容を個別に定めている。うち食品関係では第 1～4 項、6 項が該当する。

ラベル記載義務事項（No.89/2006/ND-CP）
- 第 1 項（食糧）＝容量、製造年月日、賞味期限
- 第 2 項（食料品）＝容量、製造年月日、賞味期限、構成成分及び成分量、衛生及び安全性についての情報または警告、使用方法及び保管方法
- 第 3 項（飲料、アルコールを除く)＝容量、製造年月日、賞味期限、構成成分及び成分量、衛生及び安全性についての情報または警告、使用方法及び保管方法
- 第 4 項（アルコール飲料）＝容量、エタノール含量、保管方法(ワインのみ)
- 第 6 項（食品添加物）＝容量、製造年月日、賞味期限、成分量、使用方法及び保管方法

なお、施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 2 章 1 条の補足によれば、複数の項に分類できる場合もより妥当な機能または用途種類に分類する。例えばオレンジジュースは「食料品」ではなく「飲料」に分類される。

２－３．商品名

政令 No.89/2006/ND-CP 第 2 章 13 条では「表示に記載する商品名は商品を生産または取引する組織及び個人が自らつけるものとする」としている。商品名は商品の本質及び効用を誤解させるものであってはならず、構成成分の名称が商品名または商品名の一部として使われる場合は、当政令第 18 条 4 項に規定される場合を除き、その構成成分の定量を記載しなければならない。
施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 2 章 6 条の補足によれば、例えば「カルシウムの含有量が高い」という文章が記載されている場合にはカルシウムの含有量を記載しなければならない。

２－４．販売業者の名前・住所

政令 No.89/2006/ND-CP 第 2 章 14 条の規定に従い、商品に対して責任を有する組織及び個人の名称・住所は以下個別の規定に従い記載する。

商品に対して責任を有する組織及び個人の名称・住所(No.89/2006/ND-CP)
- 第 1 項（商品が国内で生産される場合）
  ＝当該商品を生産する組織及び個人の名称、生産施設の住所を記載する
- 第 2 項（商品がベトナムで流通させる目的で輸入される場合）
  ＝当該商品を生産する組織及び個人の名称、住所、並びに輸入する組織及び個人の名称、住所を記載する
- 第 3 項（外国企業の販売代理店を直接行う組織及び個人によって輸入される場合）
  ＝当該商品を生産する組織及び個人の名称、住所、並びにその商品の販売を代理する組織及び個人の名称、住所を記載する

・　第 4 項（商品の独占販売権が委任・許可されている場合）

＝前 3 項に規定される事項の他、独占販売権を委任した、または許可した組織及び個人の名称、住所を記載する

２－５．原料品名／成分表記

政令 No.89/2006/ND-CP 第 2 章 18 条に構成成分及び成分量の記載について規定がある。「構成成分を記載する」とは、添加物その他の商品を生産するために使用され、形態が変化しても最終製品に存在する原料の名称を記載することを意味し、商品への注目を引く目的で構成成分の名称を記載する場合には、当該構成成分の定量を記載しなければならない（同 18 条 1 項)。
また、「成分量を記載する」とは、構成成分とともにそれぞれの構成成分の定量も記載することを意味し、記載される成分量は、商品の性質または状態により、商品の単位重量または総重量に対する成分重量、体積に対する成分重量、体積に対する成分体積、成分重量の百分比または成分体積の百分比のいずれか一つとする(同 18 条 2 項)。施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 2 章 2 条の補足によれば、例えば牛肉ソーセージでは「牛肉ソーセージ（牛肉 30%)」と商品名に続いて牛肉の定量を記入するか、構成成分の内容表示に牛肉 30%等と記載しなければならない。
食品については成分量が多い順に構成成分を記載（No.89/2006/ND-CP18 条 3 項）しなければならず、構成成分が添加物である場合は、添加物のグループ名称、添加物の名称、国際コード(ある場合)を記載しなければならない。添加物が香料・甘味料・着色料である場合、上記に加えて天然物質または合成物質の別を記載しなければならない。
同 18 条 4 項では、記載方法が前段と異なる商品の構成成分・成分量の記載方法について、同政令付表Ⅲにて規定している。

付表Ⅲ：商品の構成成分・成分量その他の記載方法に関する規定(No.89/2006/ND-CP)

a.　食品—水産品(食品添加物もしくはその他の原料が添加された場合) : 食品添加物もしくはその他の原料の成分量も記載する

b.　食品添加物—2 つ以上の成分が同じ包装に入っている食品添加物の場合 : 包装内の成分の比重が多い順に記載する

２－６．栄養表記／カロリー表記

現時点では栄養表記／カロリー表記に関する規定はない。

２－７．アレルゲン表記

政令 No.89/2006/ND-CP 第 2 章 19 条では、仕様並びに衛生及び安全性についての情報または警告について規定している。このなかで構成成分または複合成分として適用量が規定され、過敏症を引き起こす保存料、または人・動物もしくは環境に有害とされる保存料が含まれる特殊な商品の場合は、当該構成成分と保存料の名称も記載しなければならない(同 19 条 3 項)。同 19 条 3 項の規定と異なる商品の仕様並びに衛生及び安全性についての情報または警告の記載方法は、同政令付録Ⅳに規定されているが、食品添加物の成分を表示する場合は「Dung cho thuc pham(食品用)」と記載しなければならない。
なお、施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 2 章 7 条「衛生及び安全性についての情報または警告」の補足によれば、情報または警告表示は文字、画像、または国際慣例もしくは関連規定に基づく記号等で記載しなければならないとされている。

２－８．**賞味期限/消費期限/製造日の表記**

政令 No.89/2006/ND-CP 第 1 章 3 条では、使用期限及び保管期限について「使用期限とは、その時点を過ぎて商品が流通してはならない時点をいう」(同 10 項)、「保管期限とは、その時点を過ぎて商品の本来の品質又は使用価値が保証できなくなる時点をいう」(同 11 項)と定義している。また同政令第 2 章 16 条では、商品の製造年月日(製造日)、使用期限(賞味期限)及び保管期限について規定しており、陽暦の日、月、年の順で記載しなければならない(日本とは記載順が逆となる)。年月日を示す数字は 2 桁で記載するが、年を示す数字は 4 桁で記載することもできる。同一時点の年月日を示す数字は同一の行で記載しなければならない。
施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 2 章 5 条「製造年月日、使用期限及び保管期限」では、製造年月日は NSX(Ngay San Xuat)、使用期限は HSD(Han Su Dung)、もしくは保管期限 HBQ(Han Bao Quan)の略称を使用することが規定されている。例えば製造年月日が 2010 年 3 月 1 日、使用期限が 2011 年 2 月 28 日の場合は「NSX：010310、HSD：280211」「NSX：01032010、HSD：28022011」「NSX：01/03/10、HSD：28/02/11」「NSX：010310、HSD：12 month（または NSX 以降 12 ヶ月）」のいずれかで明記する。
これら略文字を年月日数字と共に記載できない場合、及び製造年月日、または使用期限が外国語で記載されている場合には、表示の中で補足案内しなければならない。
なお、政令 No.89/2006/ND-CP 第 1 章 3 条 10 項で規定される使用期限は、最終使用期限と最良使用期限で示すことができる。これらで示される使用期限の記載方法は、最終使用期限の場合使用期限と同様 HSD を用い、最良使用期限の場合「～までに使用するのが最良である」と完全に記載し、かつ同文の前にはその日付を HSD と同様の規定に沿って明記しなければならない。

２－９．容量の表記方法／内容量についての誤差の許容範囲

政令 No.89/2006/ND-CP 第 2 章 15 条では、商品の容量の表記について規定している。測量単位で分量される商品については、測量に関するベトナムの法律規定に従い記載しなければならず、測量単位は施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 2 章 4 条「商品の定量」で細かく補足されている。個数で分量される商品は自然数を記載し、一つの商品包装に複数の商品固体が入っている場合は、各商品の容量及び商品の総量、または各商品の容量及び商品の個数を記載しなければならない。なお、容量の記載方法は同政令付表 I にて規定されており、食品に関する規定は以下の通り。

付表 I ：商品の容量の記載方法に関する規定(No.89/2006/ND-CP)

No	商品の状態、形状または種類	記載方法
1	・ 固体または気体の商品	・ 正味量
	・ 固体と液体とを混合した商品	・ 混合物の正味量及び固体の重量
	・ 圧縮気体の商品	・ 圧縮気体の正味量及び容器の正味量(または圧縮気体の正味量及び圧縮気体＋容器の総重量)
2	・ ペースト状の商品	・ 20℃での正味量または実体積
	・ スプレー缶に入っているペースト状の商品	・ ペースト状の物及びスプレー缶に圧力をかけるために追加される物の正味量
3	・ 液体の商品	・ 20℃での実体積
	・ スプレー缶に入っている液体の商品	・ 液体の物及びスプレー缶に圧力をかけるために追加される物の 20℃での実体積

なお、内容量の誤差の許容範囲は特に明記されていないが、政令 No.89/2006/ND-CP 第 1 章 10 条「商品表示の記載責任」にて、「付随表示を含む商品表示の記載内容は、真正、明確、正確であって、商品の品質を正しく表していなければならない」とあり、記載責任に基づき表示に誤差があった場合、政府の公布する「商品売買における違反行為に対する行政処分に関する政令 No.175/2004/ND-CP」第 17 条に従い処理される。

参照：http://www.dncustoms.gov.vn/Data/Nghi_dinh/175_nd_cp_10_10_2004.htm

２－１０．表示場所／文字サイズ

政令 No.89/2006/ND-CP 第 1 章 6 条では、商品表示の位置について規定しており、商品表示は、商品または商品包装の、商品の部分を分解することなく、規定された表示内容のすべてを容易に認識できる位置に付けねばならない。また、外装を開けてはいけない、または開けることができない場合には、規定内容表示が外装に表示されていなければならない。
規定内容のすべてを表示できない場合には、商品の名称及び商品に対して責任を有する組織及び個人の名称、製造年月日、使用期限(賞味期限)、並びに商品の原産地が商品表示に記載されていなければならない。その他の規定された表示内容は商品に添付された資料に記載されていなければならず、当該内容が記載された場所について商品表示に示されていなければならない。
同政令第 1 章 7 条では、商品表示の寸法について規定しており、商品表示の記載に責任を有する組織及び個人は自ら商品表示の寸法を決めることができる。但し、商品に記載しなければならない内容すべてが記載され、その内容を目視で容易に認識できることを確保しなければならない。
商品表示の文字、記号、画像の色に関しては、同政令第 1 章 8 条で規定しており、表示の文字・数字・図・画像・マーク及び記号は明確でなければならず、規定記載内容については文字または数字の色が商品表示の背景色と対照的でなければならない。

２－１１．ラベル表示義務の適用

政令 No.89/2006/ND-CP 第 1 章 10 条では、商品表示の記載責任について規定している。付随表示を含む表示の記載内容は、真正、明確、正確であって、商品の品質を正しく表していなければならず、国内流通のための商品がベトナムで生産・組立・加工または包装される場合には、商品を生産する組織及び個人は、表示の記載に対して責任を負わなければならない。またベトナムに輸入された商品の元表示が同政令の規定を満たしていない場合には、輸入した組織及び個人は、元表示を残したまま、同政令第 1 章 9 条 3 項(「2-1.表示言語」参照)に基づき、商品を流通させる前に付随表示を記載しなければならない。
施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 1 章 4 条「商品表示の責任」において、商品を輸入する組織及び個人は、契約もしくは合意のうえで、外国の生産者その他の組織に対して輸入する商品の表示記載を要求できるが、ベトナム流通じの商品表示の記載責任は「輸入者」（輸入する組織及び個人）が負う。

２－１２．その他の留意事項

（1）放射線照射食品

国会常任委員会公布「食品の衛生及び安全性に関する法令 No.12/2003/PL-UBTVQH11」第 2

章３節 19 条において、ベトナム国内で流通させる放射線照射食品は、ベトナム語で「Thuc pham chieu xa」(放射線照射食品)または国際的記号が添付され、食品衛生及び安全性を所管する国家管理機関から流通に関する許可を得なければならないと規定している。

（２）遺伝子組換え食品

国会常任委員会公布「食品の衛生及び安全性に関する法令 No.12/2003/PL-UBTVQH11」第２章３節 20 条において、遺伝子組み換え食品はベトナム語の「Thuc pham bien doi gen」(遺伝子組み換え食品)という表示を添付しなければならないと規定している。

（３）機能性食品

保健省公布「機能性食品の製品管理に関する通達 No.08/2004/TT-BYT」では、人体器官の働きを補助するために使用される食品であって、栄養価を有し、疲労を回復し、病気に対する抵抗力を強化し、または病理学的危険を軽減するもの(微量栄養素補助食品、補助食品、保健用食品、薬用栄養食品)を「機能性食品」と定義している。

※微量栄養素補助食品とは、商品に表示される微量栄養素のうち、少なくとも１つのビタミンまたはミネラルの１日当りの摂取量の値が、栄養素摂取基準値 RI-2002(Recommended Nutrient Intakes)に規定された値の３倍を超える食品をいう。

同通達 3 条では、機能性食品の表示内容は、その他の食品同様、表示方法に関する規定に適合し、かつ次の各号に掲げる条件を満たさなければならないと規定している。

機能性食品の表示条件(No.08/2004/TT-BYT)

a. 特殊目的を有する食品の場合、補助食品、保健用食品、機能性食品、ダイエット食品、薬用栄養食品その他の商品の種類の名称、使用対象、商品の効果、適切な摂取量、使用禁止対象並びに使用上の注意、及び副作用(副作用がある場合に限る)を取扱説明書に記載しなければならない。
b. 生物学的活性物質含有食品の場合は、「本食品は、医薬品には該当しないものであり、治療薬を代用する効果を有すものではない」と表示、または付随表示に記載されていなければならない。

   ※生物学的活性物質含有食品とは、人体器官の働きを補助し、病気に対する抵抗力を強化、または病理学的危険を軽減できる機能を有する食品のこと。
c. 機能性食品の表示に、特定の病気の治療に効果がある、または医療品もしくは薬品を代用する食品であると表示してはならない。

３．食品の包装に関する規制

３－１．包装容器の素材に関する規格基準

保健省公布「食品中に含まれるワクチンや化学物質の最大許容量に関する決定 No.46/2007/QD-BYT」第 4 章では、素材・容器から食品へ移行する重金属の最大許容量(ML 値: Maximum Level)について、その容器の大きさや形状・素材によって各々詳細を規定している。

容器・素材から食品へ移行する重金属の ML 値(No.46/2007/QD-BYT)
第 1 項：セラミック・ガラス容器から食品へ移行する重金属(鉛・カドミウム)の ML 値
第 2 項：深さのあるガラス容器から食品へ移行する重金属(鉛・カドミウム)の ML 値
第 3 項：缶詰用合金から食品へ移行する重金属(鉛、ヒ素、カドミウム、フェノール、ホルムアルデヒド、エピクロロヒドリン、塩化ビニル)の ML 値
第 4 項：一般プラスチックから食品へ移行する物質(ゴム全般、ホルムアルデヒド、ナイロン、ポリメチルペンテン、ポリカーボナイト、ナイロン、ポリビニルアルコール、ポリスチレン、ポリ塩化ビニルデン、ポリメチルメタクリレート)の ML 値と検査指標
第 5 項：食品保管器・容器(セラミック・ガラス容器を除く)から食品へ移行する重金属(アンチモン、ヒ素、カドミウム、鉛)の ML 値

その他、保健省公布「プラスチックの食品包装に関する決定 No.3339/2001/QD-BYT」第 2～4 章では、上記の「第 4 項：一般プラスチックから食品へ移行する物質」とは別途、プラスチックの食品包装基準詳細を規定している。

プラスチックの食品包装基準詳細(No.3339/2001/QD-BYT)

a. 共通基準(包装面積に対する ML 値基準)
b. モノマー(重合体を構成する基本単位物質)とイニシエーター(遺伝子に異常を起こしガンを誘発する可能性のある物質)基準(安全に使用可能な ML 値)
c. 添加物基準（食品包装に用いる原料の添加物基準は TCVN6514-8:1999(AS2070-9:1992E)で規定されており、詳細はベトナム品質測量総局に問い合わせる必要がある）
d. 着色剤基準(食品包装に用いる原料の添加物基準は TCVN6514-8:1999(AS2070-9:1992E)で規定されており、詳細はベトナム品質測量総局に問い合わせる必要がある)
e. ポリエチレンとポリプロピレン基準
f. ポリエチレンテレフタル基準
g. ポリビニルクロラール基準

３－２．包装方法に関する規格基準

国会常任委員会公布「食品の衛生及び安全性に関する法令 No.12/2003/PL-UBTVQH11」第 2 章 3 節 17 条では、食品包装について規定しており、食品包装は、食品の衛生及び安全性の要件を確保し、食品を汚染から保護し、保管期限または使用期限までの間、食品の品質を維持し、表示しやすいものでなければならず、食品に直に接する包装は、食品の衛生及び安全性にかかわる試験及び調査を受けなければならない。但し、同政令における記載は食品包装に関する大まかな規制のみで、包装材料、形状、品質についての具体的な規制はない。
また、容器サイズ規格についても現時点では特に規定はない。

４．食品添加物に関する規制

４－１．食品添加物の使用規制

国会常任委員会公布「食品の衛生及び安全性に関する法令 No.12/2003/PL-UBTVQH11」第 2 章 2 節 15 条では、食品加工について規定されており、食品加工施設は使用が許可された食品添加物、食品加工補助剤、及び微量栄養素に限り使用が認められ、規定された容量または最大使用許容量(ML 値)の範囲内でそれらを使用しなければならないと規定されており、保健省公布「使用が許可される食品添加物の分類に関する決定 No.3742/2001/QD-BYT」にて、その取扱詳細・使用規制量が明記されている。

４－２．認可食品添加物

「使用が許可される食品添加物の分類に関する決定 No.3742/2001/QD-BYT」では、使用が認められる食品添加物 275 種類が明記されており、同政令第 2 章 4 節では、使用可能な食品添加物の ADI 値(Acceptable Daily Intake)、MTDI 値(Maximum Tolerable Daily Intake)、使用目的のほか、各食品に対する使用最大許容量(ML 値)について、添加物のベトナム語のアルファベット順に記載されている。
つまり、同令に記載されていない食品添加物は使用・販売・輸出入が認められていない。使用が認められていない食品添加物の輸入、もしくは食品から発見された場合、法律で処分される。

４－３．食品添加物リストに明示されていない新成分の扱い

食品添加物リストに明示されていない新成分の使用は、保健省の許可を取得しなければならない。
＜新成分の申請条件＞

- 食品として使用可能なことが科学的に証明されている書類の提出
- 構成要素の毒性に関し十分な研究がなされていること(最低 2 種類の生物［うち 1 種類はげっ歯類ではなく、人体と同様の身体機能を持つ動物であること］で実験が行われ、かつ実験時の添加物投与量は、人間が使用するときに吸収可能と予想される量を上回ること)
- 分析方法について添加物の含有量を確定するために正確かつ適当な分析方法であること

＜申請に必要な書類＞

- 添加物、構成要素の名称や性質を記載した書類
- 使用方法、使用可能濃度、使用可能最大値の明記された書類
- 人体に対する影響評価書類(生物への実験結果書類)
- 毒性検査の方法、使用に適切な定量、最大許容量の明記された書類など

但し、保健省は申請書類・申請方法の詳細について公表していないので、ケースバイケースで保健省に確認する必要がある。

参照：ハノイ工科大学大学院カリキュラム
http://www.scribd.com/doc/25295240/cac-ch%E1%BA%A5t-ph%E1%BB%A5-gia-dung-trong-phan-tich-th%E1%BB%B1c-ph%E1%BA%A9m-ch%E1%BB%89-%C4%91%E1%BB%8Dc

５．残留農薬に関する規制

基本的に国際 Codex 基準に基づく保健省公布「食品に含まれるワクチンや化学物質の最大許容量に関する決定 No.46/2007/QD-BYT」にて、食品中の残留が許容される（１）動物用医薬品、（２）有毒菌類、（３）重金属、（４）微生物、（５）植物保護のための薬品(以下、農薬)について、対象品目ごとに最大許容量が定められている。

（１）動物用医薬品の残留については、同政令 2 章に 59 種類、英語のアルファベット順に動物の種類及び部位(肉・脂身・肝臓・腎臓等)別にそれぞれ MRL 値(Maximum Residue Level)を記載している。

（２）有毒菌類については、同 3 章に 11 種類(アフラトキシン $B_1B_2G_1G_2$、オクラトキシン A、パツリン、デオキシニバレノール、ゼアラレノン、フモニシン、アフラトキシン M_1: 主にカビ毒)、

（３）重金属は同 5 章に 8 種類（アンチモン、ヒ素、カドミウム、鉛、水銀、すず、銅、亜鉛）、対象品目ごとに ML 値が記載されている。

（４）微生物については、同 6 章にてそれぞれ対象とする食品 12 種類（▽ミルク及び乳製品、▽肉及び肉からの調製品、▽魚及び水産品、▽卵及び卵からの調製品、▽穀類及び穀類からの調製品、▽青果及び青果からの調製品、▽飲料、▽調味料、▽育児食品、▽アイス及び氷、▽缶詰、▽油脂）ごとに、微生物名と指定容量あたりの最大許容量が記載されている。

（５）農薬については、同 8 章 1 節に 178 種類、それぞれ対象とする食品、ADI 値、MRL 値について、農薬名アルファベット順に記載されている。

つまり、同政令で記載されていない動物用医薬品、有毒菌類、重金属、微生物、農薬の残留は認められていない。残留が認められない、もしくは残留許容量を超えた物質が食品から発見された場合、法律に従って処分される。

６．その他の留意点・参考情報

６－１．食中毒、食品を通じて伝播する疾病の防止

国会常任委員会公布「食品の衛生及び安全性に関する法令 No.12/2003/PL-UBTVQH11」第 3 章 38 条では、食中毒及び食品を通じて伝搬する疾病の予防・防止について規定している。食品を生産・取引・使用している組織、家族及び個人は、食中毒または食品を通じて伝搬する疾病を予防し、遅滞なく防止することを率先して行わなければならない。食中毒または食品を通じて伝搬する疾病を引き起こした組織、家族及び個人は、その伝搬を防止するための措置を直ちに適用し、同時に地方人民委員会または食品衛生及び安全性を所掌する直近の国家管理機関へその旨を遅滞なく報告し、法律に従い、食中毒または食品を通じて伝搬する疾病を防止するための全ての費用を負担しなければならない。

６－２．食用内臓肉の輸入

2009 年に食品安全衛生条件を満たしていない、細菌に汚染された、もしくは賞味期限を記載していない食用の動物の内臓の輸入品が多数発見され、同年 7 月に獣医局(農業農村開発省)は「食用の動物の内臓検査規定に関する文書」を公布したと、SPS ベトナム(Vietnam Sanitary and Phytosanitary Notification Authority & Enquiry Point)が報じている。これにより食用の動物の内臓(獣医局検査済みの心臓・肝臓・腎臓以外)の輸入は禁止されるか、もしくは食品安全衛生検査の条件・規制がより複雑になり、輸入が厳しくなることが予想されるが、詳細に関する政令は現段階ではまだ公布されていない。

参照：http://www.spsvietnam.gov.vn/Lists/Tin%20tc%20Vit%20Nam/DispForm.aspx?ID=118

７．問い合わせ先リスト

７－１．関係官庁

保健省
住所：138A Giang Vo St., Ba Dinh Dist., Hanoi
Tel：(84-4)6273-2273,　Fax：(84-4)3846-4051
Email：byt@moh.gov.vn
Website：http://www.moh.gov.vn

ホーチミン市保健局
住所：59 Nguyen Thi Minh Khai St., Dist 1, Ho Chi Minh City
Tel：(84-8)3930-9912,　Fax：(84-8)3930-9912
Email：medinet@hochiminhcity.gov.vn
Website：http://www.medinet.hochiminhcity.gov.vn

ハノイ市食品安全衛生局(保健省)
住所：138A Giang Vo St., Ba Dinh Dist., Hanoi
Tel：(84-4)3846-4489,　Fax：(84-4)3846-3739
Email：vfa@vfa.gov.vn
Website：http://vfa.gov.vn/index.asp

ホーチミン市食品安全衛生管理部(保健局)
住所：59 Nguyen Thi Minh Khai St., Dist 1, Ho Chi Minh City
Tel：(84-8)3930-9912,　Fax：(84-8)3930-9912

商工省
住所：54 Hai Ba Trung St., Hoan Kiem Dist., Hanoi
Tel：(84-4)2220-2222,　Fax：(84-4)2220-2525
Email：bbt@moit.gov.vn
Website：http://www.moit.gov.vn

ホーチミン市商工局
住所：59-61 Ly Tu Trong St., Dist 1., Ho Chi Minh City
Tel：(84-8)3827-5521,　Fax：(84-8)3822-4536
Email：trade@hochiminhcity.gov.vn
Website：http://www.trade.hochiminhcity.gov.vn

計画投資省

住所：6B Hoang Dieu St., Ba Dinh Dist., Hanoi
Tel：(84-4)3843-3360,　Fax：(84-4)0804-8473
Email：banbientap@mpi.gov.vn
Website：http://www.mpi.gov.vn

農業農村開発省

住所：2 Ngoc Ha St., Ba Dinh Dist., Hanoi
Tel：(84-4)3734-1635,　Fax：(84-4)3823-5618
Email：trangtin@mard.gov.vn
Website：http://www.agroviet.gov.vn

ベトナム税関総局

住所：123 Lo Duc St., Hai Ba Trung Dist., Hanoi
Tel：(84-4)3972-4204,　Fax：(84-4)3971-2286
Website：http://www.gdt.gov.vn

ハノイ市税関局

住所：129 Nguyen Phong Sac St., Cau Giay Dist., Hanoi
Tel：(84-4)3791-0169,　Fax：(84-4)3791-0158
Email：hqhanoi@customs.gov.vn
Website：http://www.hanoicustoms.gov.vn

ホーチミン市税関局

住所：21 Ton Duc Thang St., Dist 1, Ho Chi Minh City
Tel：(84-8)3829-1422,　Fax：(84-8)3829-0912
Email：webmasterhcm@customs.gov.vn
Website：http://www.haiquan.hochiminhcity.gov.vn

７－２．食品検査機関

ベトナム品質測量総局

住所：8 Hoang Quoc Viet St., Cau Giay Dist., Hanoi
Tel：(84-4)3756-3900,　Fax：(84-4)3836-1556
Email：tttt@tcvn.gov.vn
Website：http://new.tcvninfo.org.vn

ベトナム品質測量総局南部事務所

住所：64-66 Mac Dinh Chi St., Dist 1, Ho Chi Minh City

Tel：(84-8)6291-2186,　Fax：(84-8)6291-2186

Email：tttthcm@tcvn.gov.vn

ハノイ市公共医療衛生院(保健省)

住所：138A Giang Vo St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-4)6273-2273,　Fax：(84-4)3846-4051

ホーチミン市公共医療衛生院

住所：159 Hung Phu St., Dist 8, Ho Chi Minh City

Tel：(84-8)3855-9503,　Fax：(84-8)3855-9719

Website：http://www.ihph.org.vn

７－３．業界団体

ベトナム食糧協会

住所：210 Nguyen Thi Minh Khai St., Dist 3, Ho Chi Minh City

Tel：(84-8)3930-2614,　Fax：(84-8)3930-2704

Email：vietfood@hcm.vnn.vn

Website：http://www.vietfood.org.vn

ベトナム機能性食品協会

住所：14 Vo Van Dung St., Dong Da Dist., Hanoi

Tel：(84-4)3537-8525,　Fax：(84-4)3537-8525

Website：http://vads.org.vn

ベトナムビール・酒・飲料協会

住所：No.2 Alley184, Giai Phong St., Thanh Xuan Dist., Hanoi

Tel：(84-4)3821-8433,　Fax：(84-4)3821-8433

Email：hiephoivba@yahoo.com.vn

Website：http://www.vba.com.vn